

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠久会(以下「法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の事業年度の報酬総額及び報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の区分)

第2条 役員等の報酬は、会議に出席及び法人の責務に従事した際に日当として支給する。

- 2 前項に定める報酬のほか、費用弁償として交通費を支給することができる。
- 3 ただし、役員等から報酬支給の辞退の申し入れがあった場合には、報酬及び費用弁償の支給はしない。

(事業年度の報酬総額)

第3条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごと1名につき下記に定める総額を上限とする。(ただし、評議員については定款第8条で定める総額を上限とする。)

役員等 50,000円

(報酬及び費用弁償の算定方法)

第4条 役員等の報酬及び費用弁償を支給されるものは、以下のとおりとする。

○報酬

名称	日当	備考
会議及び法人運營業務等	1日あたり 2,000円	
監事監査	1日あたり 4,000円	

(支給方法)

第5条 役員等の報酬及び費用弁償は、その全額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬及び費用弁償につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬及び費用弁償の支給は、会議に出席及び法人の責務に従事した際に速やかに支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から延滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

3 費用の額は、職員の旅費規程の規定に準ずる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するもの。

(改正)

第8条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和1年6月6日から施行する。